

「白岡市犯罪被害者等支援条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
1	犯罪被害者等支援は、被害者本人にとって大切な制度です。条例の関係機関の中には、犯罪者の保護観察を行う観察所で指名されている「被害者担当官」「被害者担当保護司」が含まれるのでしょうか。 担当保護司には被害者等通知制度、相談・支援の業務があります。これらの業務と第7条の「相談及び情報提供等」の関係機関等との連絡調整が担当保護司の支援連係と関連しますので、総合窓口は、保護司・観察所との連携を十分に図ってもらいたいと思います。 また、第11条の人材の育成には支援団体の支援者と保護司会との意見交流も必要と思います。今後の支援制度の充実を期待します。	本条例(案)では、犯罪被害者等からの相談を受けた際は、本人の了承のものと、必要に応じて関係機関と連携をしていくことを想定しております。その関係機関の中には、保護観察所を含むものと考えており、御意見にあった保護観察所の被害者専任の担当者等は、保護観察所の組織の一部であると考えています。 また、人材育成のための意見交流等につきましては、必要に応じて、犯罪被害者を支援する団体や保護観察所等の関係団体と連携して実施するものと考えております。